

令和 3 年 8 月 27 日

第 37 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和3年8月27日
午後1時30分～午後4時
場所 出水市役所本庁4階 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優	11番	井町 和夫		

農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	藺牟田 慶嗣	29番	坂上 茂信
22番	岩下 努	26番	富永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地の競売・公売参加適格証明願について
- 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 議案第 4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 5号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 7号 非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第37回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は16人で定足数に達しております。
なお、本日は農業委員、推進委員ともに全員出席です
議事録署名委員を指名いたします。

11番、井町委員と14番、澤田委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 総会資料10ページを御覧ください。

所有権移転第1項です。申請地は、福ノ江町、田、966㎡です。譲受人は、農家で、水稲等を耕作されています。取得後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は、6,730㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第2項、申請地は、福ノ江町、田、753㎡です。譲受人は、第1項と同じ申請人です。取得後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は、6,730㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第3項、申請地は高尾野町下水流、田、815㎡です。譲受人は、兼業農家で、野菜等を耕作されています。取得後は水稲を耕作予定で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第4項、申請地は上大川内、田11筆、合計面積12,385㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稲等を耕作されています。取得後は水稲等を耕作予定です。許可後の面積は12,385㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第5項、申請地は下知識町、田、300㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稲等を耕作されています。許可後は馬鈴薯を耕作予定です。許可後の面積は9,489㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。なお、この申請地は、平成元年10月総会で3条の所有権移転が許可された土地ですが所有権移転を取消し、元の所有者に戻しました。この土地を分筆により資料52ページの5条転用申請第17項と同時申請されています。3条申請についてですが、申請地は進入路がないため、申請地までの進入については、5条申請者の通行許可を取っています。また、転用申請地部分が嵩上げされる予定に伴い、後々馬鈴薯を植えるという事になりますので、盛土をするという事を聞いています。

議長 5番委員、4番委員、31番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。8月24日、5番委員、31番委員、私、事務局職員で調査・審議した結果を報告します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第3項までを報告します。まず、第1項、第2項は、譲受人が同一人物であり、また申請地も両隣になっておりまして、現在1筆化して耕作されております。譲受人は現在も立派に田んぼを

管理されており、また申請人の意欲を感じました。

第3項であります、JA鹿児島出水本所から東へ約400mほど行った所であります。これも現在耕作されている田畑からは、ちょっと程遠い所にあるわけですが、こちら先ほどと同じように、申請人の意欲を感じております。以上、所有権移転第1項から第3項は、農地法第3条第2項、各項に該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日時等については、先ほど4番委員が述べられたとおりですので、省略します。

所有権移転第4項について報告します。15ページをお開きください。10ページの上から3番までですね、〇〇〇番〇から〇〇〇番までが、最初審議した結果を発表したいと思います。この場所が大川内郵便局の少し北側になる所で、〇〇〇番〇はこの矢印の細い447号かなと思うんですが、ここの道路工事の時に、所謂残基が少し残っていて、昔は田んぼだったんですけども、もう水も来ないという事で、雑草が生えておりました。それからその道路の向かい側、〇〇〇番と〇〇〇番〇ですが、〇〇〇番〇の向かい側に当たる場所で、水稻を栽培されていました。今後も水稻を栽培されるそうです。その〇〇〇番〇としてはもうちょっと家庭菜園みたいな感じにされるんじゃないかなと思われる状況でございました。それからその4項から下ですが、8筆分ですなね、その場所が大川内中学校から南東の方へ1.5kmぐらい上ったところで、ちょっと山奥に入ったところでございました。この場所はですね、現在何も作付けはしてなく、来年から水稻を作付けする予定だそうですが、現在は雑草が少し増えて、少しやる気が見えて苦労してるんじゃないかなと思うんですけど、やる気が出るみたいで、来年は作付けは水稻をするという事でございました。

審議しました結果、以上、所有権移転第4項については、農地法第3条第2項 各項に該当しないため、許可相当と判断しました。以上でございます。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。第3条所有権移転第5項については、資料52ページの5条申請と同時申請してありますことから、8月25日の転用現地調査において3条申請についても8番委員、21番委員、事務局と調査・審議いたしましたので報告します。なお、8月24日の第3条申請の現地調査委員も現地を確認されていることを報告します。場所ですが、資料が17ページになります。位置図を見ていただきますと、国道328号沿いになりますが、出水インター(I・C)から南へ150mほど行った所です。地籍図ですが、ありますように斜線部分の所が今回所有権移転となっているんですが、現在は何も作付けはされていないという事でした。説明にもありましたように、この〇〇〇番〇の田、ここ全体を盛土をして使うという事で、大体1m50cmほど土の埋め立てをするという様な事です。周辺農地には特に問題はないという事です。

以上、所有権移転第5項につきましては、農地法第3条第2項、各項に該当しないため許可相当と判断いたしました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(質疑等)

議長 はい、1番委員どうぞ。

1 番 1 番です。位置図の 15 ページですけれども、この 15 ページの中で、〇〇〇番と〇〇〇番〇、これは水稲耕作したんだという事で、これは現在認定農業者に貸し付けられて耕作がされておりまして。そこはそれでいいんですけれども、右の方の位置図で、これは白木川温泉に入っていくちょっと手前、その辺であるんですよ。この辺は全くもう田んぼはかなり広いんですけれども、耕作されていないかと思うんですが、来年はちゃんと耕作されるような感じでしたか。

議長 調査委員、分かっているればお願いいたします。

5 番 はい、我々調査委員もですね、現地を見に行つた時に白木川温泉の方にずっと真南に上つて行つた場所だつたんですが、こらこまで上つて来て、こん土地をわざわざ田んぼにするんだらうかなというちょっと不安というか、あれもありましたけども、本人が頑張つて田んぼを作るらしいということですので、「がんばつて田んぼを、水稲を作ってください。」と言う他にはないと思つて帰つてきましたが、ま、とにかくあの山奥まで行つて、所有権を移転してまで田んぼを作る素晴らしい人もいるんだなと思つて、感心しながら実は帰つて来たところでした。以上です。

1 番 譲受人は、まったく農業はしていらっしゃらなかったです。そういう事であつて、許可相当となれば仕方ないですね。

議長 という事です。他にございませんか。

議長 14 番委員。はい、どうぞ。

14 番 14 番です。後からでも良かったのかなと思つたんですけれども、もう最初に出てきてしまつているので、5 項なんですけれども、高速の近くの田んぼですね、事務局の方からも御説明があつたように、以前 3 条申請で別の方が取得されていると。で、そこはですね、「今回やっぱ 3 条申請は無しにします。」つて言つて、別の用途として使われるように今回申請が出てくる訳なんですけれども、多分以前取得された方は、そういうのを踏まえてじゃないですけども、説明を受けて 3 条で取得した農地は、そのあとの動きとして「使わなければいけないんですよ。」と説明を農業委員の方からも、事務局の方からして、取得されていると思つたんですけれども、それがこうやってやっぱ無しだという感じになつてするのが通るとなると、わざわざ 3 条で取得した方は農地として使わなければいけないですよという風な決まりを作つたのがちょっと意味がなくなつてしまふんじゃないかなという個人的な思いがあつて、一体どういう経緯でこういう風になつたのか、もし分かれば教えていただきたいのが 1 つと、こういう風に 3 条で取得してても結局、ダメだよ、やっぱ間違いでしたつていうのがどれぐらいの期間とかは定められてはいないと思うんですけれども、そういうのがそもそも良いのかつていうのをちょっと聞きたいです。お願いします。

議長 打合せの時もですね、色々打合せ協議、14 番委員が質問されました、そういう様な意見について色々協議もいたしております。事務局の方で説明よろしいですか。

事務局 14 番委員のおっしゃる案件とはですね、若干違うのがありまして、通常 3 条で取得した物件に関して、それを転用するのに関しては時間的な制限とかだと思つたんですよ。今回に関しては、3 条で取得された方が、またそれを登記を廃止されて、所有権移転もまた取り消してるもんですから、本局の登記簿上がまた元に戻つたつて言うんですよ。だから今回のケースと、さっきおっしゃつた基盤で取得した農地、3 条で取得した農地に対する転用とは、ちょっとクッション的なものが違うと思うんですけれどね。ちょっと分かりにくいかもしれん

すけど、一旦また元に戻して、その人が今度また転用かけたかと思う。5条ですか。今まで何年か前の総会の方で「3条申請期間で取得した農地は、何らかの理由がないと転用出来ない。」という打合せだと思うんですけど、それとはまたちょっと今回のケースはですね、違ってしまっているという風に御理解願いたいと思っております。

議長 はい、14番委員。

14番 14番です。その件については、自分はちょっと理解していたつもりでいたんですけど、しゃべり方があまり上手じゃないものですから、ちょっと伝わってない様な気がするんですけど、元々ですね、これは別の方が耕作されていたんですよ。認定農業者の方が作ってずっと農家の人っていうのは農地を作るのに投資をしていくわけですよ。もう10年間とか長いスパンで契約をしていて、その間そこを作ろうと思って、投資をしたわけですよ。それをですね、3条で別の方が取得をされる時にたんまり高いお金で買いますよと、持ち主の方に持ち掛けて、その経緯とか僕は知らないからまあ何とも言えないですけど。そういうのがあって、元々作っていた人から言わば、取り上げちゃってるわけですよ僕は元々作っていた人がそういう風な、持ち主が耕作してて、そういう風になるんだったら全然問題ないと思うんですけど、「やっぱごめん、計画が無くなったで、田んぼも戻すっで。」と言うんだったら分かるんですけど、そうじゃなくて別の方が取得して、その人はもうずっと作りたかったんですけど、持ち主の人が多額で買ってくれる人がいたから、そのお金で買ってくれたら、多分その前の耕作された人が作っても良かったんですけど、涙を吞んでその人も、その土地を持っている人がですね、困っているからもうどうなるかも分かんないからお金に換えたいんだよ。という希望があったのかもしれないんですけど、そういうので換えるってなりましたと。それを、「いや実は違ったんです。」みたいに言うのはちょっと可笑しいんじゃないのかなと。さっきも言ったみたいに新しく取得する人は、そこに投資をしていくわけですよ「農地としてしか使えないんですよ。」と説明を受けて取得したのに、そういう事が起きますと、要は、どげんでもなりますよね、言ったら、3条ですするのに別の事をするんじゃないよって言っても、農地の契約が残ってるから、その換える時には違う理由で換えといて、そうじゃない、その話が通るような状態にしておいてからするってそういう風にしてるとは思わないので、僕はどういう風な経緯があつてこういう風になったのかって説明がもし分かっていたら教えていただきたいという風な気持ちでいるんですけど。伝わりましたかね。

議長 そこら辺りは、どうでしょう。

事務局 すみません、局長がおっしゃった通り令和元年の11月8日に〇〇〇〇が、〇〇さんから買ってこられた土地です。御存じの通りこれは私の推測なんですけど、当初令和元年当時は農振除外とか色々問題がございまして、農業委員会の方でも大分揉めた案件の場所だと思うんですよ。で、今回入って来る会社というのが、〇〇〇〇が営んでおります、『〇〇〇〇〇』という雑貨屋が5条でこの間来てるんですけど、私の推測でしかないものですから、当初は、〇〇〇〇さんが農業をしますっていう形でそこを買われたと思うんですけど商約のとですね、あと状況の変化があつて、こういった結果になったのかなと思うしか想像できません。当然、正当な第3種農地になる、転用とちょっと絡んでいるんですけど第3種農地でもありませんし、後でまた委員の方から御説明がありますけど、農業委員会としましては、その転用に對する不許可という法律上どうしても取れない部分ございまして先ほど言いましたが、1回登記簿をまた〇〇〇〇からの所有権を〇〇さんが取り消して出してありますので、当然それ

以上のことはこちらから指導と言うか、出来ない案件でございますので、何回も言いますけど、転用申請、5条申請ともものすごく絡んでいる案件でございましたので、今回は3条の件・転用の件と一緒に見てもらって、また今日総会の中で御審議いただきたいと思っておりますので、また5条も今回見たところで再度御審議願いたいと思います。すみません。

議長 宜しいですか。5条との絡みもございますし、更にはインターからの300mというセットもございますし、色々絡んでうちの総会で協議しただけでこういう様な、失礼な言い方かもしれませんけれども、そういう様な方向性と言いますか、そこら当たりが考えられるんじゃないかなと言う様な懸念もいたしますけれども、今局長が申しましたように、何せ5条との絡みもございまして、今回300㎡が結局3条での取得という様な事になって、今申請になっています。他にございませんか。

議長 はい。5番委員、どうぞ。

5番 5番です。今の件についてですが、事務局の方からですね、私達も総会の会議に3条関係の方で一応視察、現地調査に行ったんですが、中々問題だなという事で見てきましたけども、インター300m以内という事で第3種農地に該当すると。それは『農地転用の許可基準早見表』という決まりからすれば、原則『許可』となっているそうなんです。で、我々農業委員で、農業委員会でも検討・審議しても、原則『許可』というのは崩せないと私個人的には思い、その奥側の斜線部分の方は、埋め立てして馬鈴薯を作るという事であれば3条でそこで馬鈴薯を作っていたら、もうここは許可するしかないんじゃないのという話になったんですよ。で、これも中で時間かけて審議しても、原則『許可』というお話が出ればもうあとは審議する時間も勿体ないし、その残った先側の畑にして馬鈴薯を作るのであれば、「頑張って作ってくださいね。」と、そこだけ申し添えて現状で『許可相当』という判断をしていった方がいいんじゃないかなと私は個人的に考えました。以上です。

議長 はい。他にございませんか。

無いようです。調査委員の報告では、「全件許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、「全件許可相当」と決定いたします。

議長 議案第2号 農地の競売・公売買受適格証明願についてを議題といたします。それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 資料18ページを御覧ください。7月総会で審議された1筆で、8月31日競売が行われます。

第1項、申請人は、高尾野町江内在住の農業者です。年間の農業従事日数は150日でトラクター等の農機具等も所有され、常時従事している人数は1人です。現在は水稻等を耕作されています。市内に息子さんが住んでおり農業の手伝いをしているということで、後継者もいます。申請地は、高尾野町江内、田、2,081㎡です。また、落札され3条申請した場合の許可後の面積は17,339㎡です。取得後は水稻を耕作される予定です。以上です。

議長 5番委員の報告をお願いします。

5番 5番です。議案第2号 農地の競売・公売買受適格証明願について第1項です。位置図を

御覧いただければ、18ページでございます。位置図を見ていただければ、江内運動公園と江内川の間にある田んぼでしたが、現在は水稻をされています。その水稻の刈り取りが済んだら、買って水稻の月も申請人が水稻を作ると。普通の田んぼですね、何ら問題は無いと思って見てきましたが。我々委員・事務局と協議、審議した結果、以上の競売・公売買受適格願については、農地法第3条の規定に的確であると承認すると判断しました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

1番 許可後の面積は、6,600としてあるが、これは間違いじゃないですか。ですよね。

議長 ○○さん。

事務局 逆です。

議長 17,000でしょ。わざわざどっさりあると思うて。許可後の面積が。

事務局 はい、許可後の面積が、17,339㎡。ごめんなさい。

議長 許可後の面積が、17,339㎡です。

事務局 すみません、現在の面積は変わりません。

議長 訂正がありましたけれども、調査員の報告では適格証明願いについては、適格であると報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第2号 農地の競売・公売参加適格証明願いについては、適格であると承認することに決定します。

議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今日は、1名の委員の除斥があります。資料19ページ賃借権の設定3年、第3項の案件で29番委員が該当します。しばらく退室をお願いします。

(29番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農用地利用集積について説明します。資料は19ページ、農地利集積に係る賃借権の設定3年、第3項です。土地の表示、高尾野町大久保○○○○番〇 畑 1,052㎡。借人、松ヶ野自治会、40歳、男性、水稻と露地野菜の認定農家と貸人、鹿児島市、67歳、男性 との再設定です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。5番委員、審議結果の報告をお願いします。

5番 5番です。8月24日、2番委員、31番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、再設定でございますので、お目通しをお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(質疑等)

議長 御質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(29番委員 入室)

議長 それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 賃借権の設定1年から、農用地利用集積に係る利用権の設定・農地中間管理権の取得までを一括して説明します。先ほど審議いただいて適当と決定されました項目を含めた数値で説明します。資料31ページ「農用地利用集積計画総括」を御覧ください。

賃借権の設定1年は、再設定が1件2筆で、1,316㎡です。

次の、賃借権の設定3年は、再設定が4件、4筆で、4,781㎡です。

次の、賃借権の設定5年は、新規が1件、1筆、再設定が9件、13筆、合わせて10件、14筆で、22,007㎡です。

次の、賃借権の設定6年は、再設定が1件、4筆で、3,731㎡です。

次の、賃借権の設定10年は、新規が3件、3筆、再設定が2件、15筆、合わせて5件、18筆で、9,440㎡です。

次の、賃借権の設定20年は、新規が2件、2筆で、3,078㎡です。

続いて、使用貸借権の設定5年は、新規、1件、2筆、再設定、3件、5筆、合わせて4件、7筆で、10,992㎡です。

使用貸借権の設定10年は、新規、1件、1筆、再設定、3件、45筆、合わせて4件、46筆で、35,840㎡です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転です。詳細は後程説明しますが、6件、8筆で、17,216㎡です。

最後に、農地中間管理機構の集積計画ですが、9月1日開始の計画はなく、今月の提案はありません。それでは、所有権の移転について説明しますので、資料の28ページを御覧ください。

第1項は、譲受人、今村自治会、水稻と露地・施設野菜の認定農家で、譲渡人は、鹿児島市の男性です。土地の表示、明神町○○○○番 田 184㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項は、譲受人、上水流自治会、緑化樹の認定農家で、譲渡人は、西大野原自治会の女性です。土地の表示、高尾野町柴引○○○番 畑 1,371㎡です。移転理由は、受贈と贈与です。

第3項は、譲受人 砂原自治会、果樹と茶の認定農家で、譲渡人は、野添下自治会の女性土地の表示、高尾野町下高尾野○○○○番 畑 3,026㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第4項は、譲受人、中郡自治会、水稻とたばこの認定農家で、譲渡人は、屋地自治会の女性です。土地の表示、野田町下名○○○○番 田 2,532㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第5項は、譲受人、^{かんたたその}上田多園自治会、水稻と露地・施設野菜の認定農家で譲渡人は、別府自治会の男性です。土地の表示、野田町下名○○○○番○○ 畑 5,133㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第6項は、譲受人、(株)○○○○^{ひいくとん}、肥育豚、生産牛等の認定農家で、譲渡人は、旭自治会の女性です。土地の表示、野田町下名○○○○番○ほか 田が3筆で 4,970㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

議長 事務局の説明が終わりました。4番委員、審議結果の報告をお願いします。

4番 4番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明

がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第3号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についてを議題といたします。除外です。

事務局 議案第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、総会資料は、32ページです。

第1項・除外の申請内容について説明いたします。申請場所については、4月総会で除外と転用の同時申請がされ、県へ進達したところではありますが、申請人より取り消し願いが提出され、今回新たに同じ申請人で、除外と転用の申請がありました。申請地は、大野原町の畑、2筆で、746㎡のうち440㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回申請地を借地の上、新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請になります。10ha以上の規模の一段の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 13番委員、お願いします。

13番 13番です。8月25日に3番委員、22番委員と事務局職員とで調査した結果を報告いたします。除外・第1項。申請地位置図をご覧ください。申請地は、コスモス西出水店から北に100m行った所の場所にあります。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として、500㎡いかなので、妥当であると思われます。申請地としては、道路面とある程度高さが一緒なのですが、そのまま整地して使用するという事です。雨水は道路側溝へ流し、汚水は合併浄化槽に流すという事でした。周辺の農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無く、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。すみません、続行いたします。後で質疑はお受けいたします。第2項、お願いいたします。

事務局 第2項・用途区分変更の申請です。申請内容について説明いたします。

申請地は、明神町の田、788㎡です。申請人は、市内で農業を営む、農業法人です。申請人の持っている、農業機械の大型化に対応するため、運搬用トラックを購入しましたが、現在の車庫兼倉庫では手狭なため、本社から近い当該地に農業用倉庫1棟及び農業用機械用駐車場を整備しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域内農地で農用地利用計画指定用途に該当し、5条申請と同時申請です。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6 番 6 番です。調査日・調査委員は先ほど説明しましたので、省略いたします。場所ですが、位置図を見ていただきますと、国道 3 号沿い、米ノ津の J A S S の南側、すぐ裏になる所です。地籍図ですが、ここの石段網掛け部分が今回用途変更したいという事です。農業用倉庫と農業用の駐車場と言う様な事です。倉庫の雨水等につきましては、網掛け部分の左側に水路があるという事で、そちらに排水を行うという事です。若干低いですので盛土を 70 c m ほどするという事です。それと、駐車場につきましては砂利を敷くという様な事です。あと、農業用倉庫なんですが、トイレ等は設置をしないという事で事務所が近くにありますので、そちらを使うと言う様な事でした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無く、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

無いです。調査委員の報告では、「やむを得ない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、除外並びに用途区分変更につきましては、「やむを得ない」と決定いたします。

議長 議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請について説明いたします。本申請は、令和 3 年 5 月 31 日付けで許可を受けた土地に加えまして、今回新たに畑、2 筆 4 2 3 2 m²を追加するものです。許可後、造成工事に取り掛かっているところ、土地名義人の関係で前回申請に間に合わなかった畑、2 筆の問題が解決しましたので、今回の事業計画変更申請願に、牛舎 3 棟から 4 棟で変更になりました。総会前にお配りいたしました、1 枚紙の別紙という図面を見たいと思います。ピンクの蛍光ペンで印をしている部分が、今回、事業変更で追加になりました所及び 5 条申請する土地になります。その周りの斜線の部分が前回の申請地これらと一体利用という事になりまして、牛舎 3 棟から牛舎 4 棟にという事でございます。変更後の転用計画の必要性については、現在、造成工事に取り掛かっているところであり、造成後 1 年程度置く計画であるため、申請地の早急な造成工事に着手したいためであり必要性があると認められます。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 8 番委員、お願いします。

8 番 8 番です。8 月 25 日、6 番委員、21 番委員と事務局職員と審議した結果を報告いたします。

議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請について、第 1 項です。申請地は、木串公民館から北へ 1 k m の所にあります。次のページ、35 ページの位置図・地籍図及び今説明ありました修正別紙の修正図を御覧ください。この別紙の修正図の方が解りやすいのでこちらを見て下さい。車を通路に停めまして、右と左を眺めまして、右の方にオート化された牛舎 2 棟分の方と、今回申請が出された〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇です。この両方眺めまして、造

成はまだ出来てなかったんですけども、刈ってある草も短いしすぐ造成出来るなと思いましたが。これは事務局からも説明がありましたように、事業計画が遂行できない事が明確であり、農地転用事業計画は、承認と判断いたしました。ちなみにこの2棟、所謂4棟での飼育飼いの牛は、約1,200頭だそうです。以上です。

議長 事務局・調査委員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

ございませんか。無いという事で、調査委員の報告では、「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

全員 「はい。」と返事)

議長 議案第5号 農地転用事業計画変更申請については、「承認」と決定いたします。

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての第1項について説明いたします。申請地は、先月転用申請があった場所の残地になります。申請地は、上鯖淵の畑、664㎡のうち298㎡です。申請人は、阿久根市在住の会社員です。現在、阿久根市に住んでいますが、職場に近い申請地に新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 3番委員、お願いします。

3番 3番です。調査委員は13番委員の方から報告がありましたので、割愛します。場所は、大田原住宅バス停の南側に位置する所で、先月、今〇〇〇〇番〇とありますが、その〇〇〇〇番が先月の所で、残りの所を今度一般住宅1棟建てたいという事です。それと生活排水は下水道へ雨水は側溝に流し周りはブロック塀で積むという事で、私たちは「許可相当」と判断しております。以上です。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項について説明いたします。申請地は、麓町の畑、287㎡です。申請人は、市内の建築業者です。一体利用地といたしまして、宅地1筆、332.82㎡があります。申請地を取得して、今回新たに建売住宅2棟を建築し経営の安定を図ろうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 13番委員、お願いします。

13番 13番です。第2項、申請地は、出水小学校から東へ50m行った場所にあります。申請面積は、建売住宅2棟と駐車場を建設する敷地面積として、500㎡以下であったので、妥当だと思われれます。造成については、〇〇〇〇番の宅地と〇〇〇〇番〇の場所が高いんで、その高さに合わせて、下の〇〇番の所は低いので、そこを高くして1mぐらいですね盛土して、手前を盛土してするという事でした。手前が駐車場で、奥が家を建てるということで、段差をつけて盛土して、塀を高くして造成するという事でした。下水道があるので、汚水は下水道に、雨水は道路側溝に流すという事でした。周辺の農地は無い状態ですので、農地への影響は無いと思います。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、3項お願いします。

事務局 第3項については、総会資料32ページ、議案第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第1項で説明いたしましたので、省略いたします。

議長 13番委員、お願いします。

13番 13番です。第3項、申請地は、上大野原自治会の南になります。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として、500㎡以下であるので妥当と思われます。造成は、現状から20cmぐらい盛土して使うという事でした。雨水は側溝へ、汚水は合併浄化槽へ流すという事でした。貸人と借人の関係ですが、借人は、貸人の孫の夫ということです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、4項お願いします。

事務局 第4項について説明します。申請地は、西出水の畑2筆で、399㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。土地改良地区内に位置するため、第1種農地に該当しますが周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 引き続き、13番委員お願いします。

13番 13番です。第4項。申請地図を御覧ください。場所は、コスモス西出水店から南へ200mほど行ったほどの場所にあります。場所もちよっと雑草地というか荒れてるところをちよっと整地というか、綺麗に払ってあるぐらいの状態でした。高さを道路面に合わせるようにして、20～30cm盛土して、周りはブロックで境界を造るという事でした。排水溝は、正面になかったので、〇〇〇〇番〇の畑側まで来てる排水があるので、そこに伸ばして排水を行うという事でした。汚水は合併浄化槽に流すという事です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、5項お願いします。

事務局 第5項について、説明いたします。申請地は、野田町上名の畑、502㎡です。申請人は、市内の会社役員です。申請地を取得し、貸家1棟を建築し、生活の安定を図るものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日・調査委員は先ほど報告いたしましたので、省略いたします。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての第5項です。申請地位置図及び申請地地籍図を御覧ください。申請地は、野田中学校から北へ50mぐらいの所にあります。中学校の通学路に面しており、道路からかなり北にあります。1.5mぐらいの盛土をするそうです。生活排水は下水道へ、雨水は道路と合流をされます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、6項お願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は、緑町の畑、606㎡のうち330㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、父より申請地を借り受け、新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都

市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 13番委員、お願いします。

13番 13番です。第6項、申請地位置図を御覧ください。申請地は、出水建設会館から東へ約30m行ったほどに位置します。申請理由については、一般住宅1棟を建設する敷地面積として、500㎡以下であるので、妥当と思われます。造成は、60cmほど造成して、周りの境界にはブロックを積んで行うという事でした。雨水は側溝へ、汚水は下水道へ流すという事です。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、7項お願いします。

事務局 第7項について、説明します。申請地は、知識町の畑で、546㎡のうち414㎡です。先月、転用申請があった場所の隣接地になります。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を及び通路を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 引き続き13番委員、お願いします。

13番 13番です。第7項、申請地は、スーパーよしだ鹿島店から東に約150mぐらい行った場所にあります。場所は、〇〇〇番の畑なので、右側と左側、その畑ですね。左側奥の方と、隣の右側はもう先月申請が終わった所で、来月その隣をするという事でありました。4軒分の宅地を建てるにあたって、〇〇〇番の畑と〇〇〇番の畑の間に8mほどの橋を架けて、倉庫を超えるような橋を架けて4mの通路を造って、そこから奥の建物内に入るという事で、通路を行って建物内に入るという構造になっているそうです。高さは、奥が高いので手前の方に40cmほど盛土をして、周りはブロックで造るという事でした。汚水は下水道へ、雨水は、手前の側溝に流すという事で、手前の倉庫は、今までですと畑の土が流れているような状況だったので、そこをそういう風にするのをお願いしてあります。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、8項お願いします。

事務局 第8項について、説明します。申請地は、米ノ津町の田、256㎡です。申請人は、市内の自営業者です。申請地を取得して、教室生の駐車場として利用を図るものです。土地改良地区内ですが、協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。調査日・調査委員は先ほど説明しましたので、省略いたします。場所ですが、位置図を見ていただきますと、米ノ津福元医院から東の方へ約150mぐらい行った所です。地籍図ですが、ここの斜線部分、○番○、田というここの場所になります。習字教室をされているという事で、その駐車場と言う様な事です。習字教室がちょうどこの斜線部分のすぐ隣、上の所に宅地ってありますが、ここで習字教室をされているという事でした。駐車場としては、6台程度停まるようにという事で、現在までは路上駐車をされているので、危な

いという様な事でした。雨水は、元々田んぼでしたので、排水溝が機能しているようでした。なお、あとは自然浸透をさせるという事です。それと境界はブロックを造るという事と、それと駐車場内は、砂利を敷いて、特に埋め立てる必要はないという事でした。それと、その隣に〇番の田とありますが、ここはもう田として使ってなくて、雑草が生えていると言う様な状況で、何も作付けはされていないような状況でございました。周辺は宅地ですので、特に周辺の農地への影響は無いと言う様な事です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、9項お願いします。

事務局 第9項について、説明します。申請地は、高尾野町下水流の畑、2筆、323㎡です。6月に転用申請があった場所の隣接地になります。申請人は、市内の会社役員です。申請人が勤める会社の臨時社員用駐車場として整備しようとするものです。会社までは、約300mに位置し、申請人が会社まで送迎するとの事です。土地改良地区内ですが、協議済みであり、農用地区域外の農地です。土地改良地区内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。第9項です。場所は、高尾野町東水流集落センターから南へ100mほど行った所です。地籍図を見てもらいますと、この2筆、323㎡は、駐車場として使いたいと言う様な事です。駐車場としては、17台ほど停められるようにしたいという事です。雨水等につきましては、この斜線部分右側に通路がありますが、ここに排水溝を設置して、上の道路の方に流すようにするという事です。周りには、ブロックを造るという事と駐車場内は砂利を敷くと言う様な事でありました。周辺農地は特に影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 10項、お願いします。

事務局 第10項について、説明します。申請地は高尾野町下水流の畑3筆、1258.99㎡のうち427.99㎡です。これも6月転用申請があった場所の隣接地になります。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが、協議済みであり農用地区域外の農地です。土地改良地区内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。先ほど説明しました44ページの隣になる場所になります。高尾野東水流集落センターから南へ100m行った所です。地籍図ですが、この斜線部分に一般住宅を建設すると言う様な事です。雨水等につきましては、斜線部分の左側の通路、これをこの所に水路を造って、北側の方へ流すという事です。それと汚水につきましても、ここからずっと下水道が上の方に通っておりますので、近場まで伸ばすという事です。造成は、30cmど盛土をすると言う様な事でした。周辺農地への影響は無いと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、11項お願いします。

事務局 第11項について、説明します。申請地は、向江町の田、1301㎡のうち1142㎡で

す。申請人は、市内の開業医です。現在借家住まいで手狭となり、申請地に新たに一般住宅1棟、あわせて従業員寮1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが、協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 3番委員、お願いします。

3番 3番、田下です。場所はですね、寿司まどかの出水店から南に約100mの所にあります。『○○○○○○○○』という病院を経営する人が従業員用の寮ですかね、それを造って経営を安定したいことと、お客様じゃなくて従業員が住む所が無いためどうしても確保が難しいという事で、ここに寮と住宅を造ってするということでした。今田んぼですので60cm程度盛土をして建設をしてしたいという事で周りはブロックで囲ってするということです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので私たちは許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第12項。

事務局 第12項について、説明いたします。まず、訂正があります。片方の水路の面積を足しておりませんでしたので、面積124㎡の所をですね、159㎡に訂正をお願いいたします。それでは説明をいたします。申請地は、向江町の田、1301㎡のうち159㎡です。申請人は、市内の農業者です。申請地を取得して、新たに自宅への進入路及び畑への通路を設置しようとするものです。土地改良地区内ですが、協議済みであり農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 3番委員、お願いします。

3番 3番です。11項でちょっと説明したんですけど、地籍図にありますように、○○○○番の宅地、これが〇〇さん、○○○○さんが住んでいる家です。それで、今の今度○○○○番かな、ここの所に車がやっと入るスペースがあったんですが、自分が〇〇さんの土地を〇〇さんが作っていた関係で、『○○○○○○○○○○』だったですね。『○○○○○○○○○○』さんが買った時点で、西側と東側を譲り受けて、自分の宅地に入るのに大きく入口をして入りたいと、東側は畑に入るのに欲しいと言う様な格好で田んぼを病院さんが買って、自分は西側と東側を買って出入り口をしたいという事で、えらい利口な人だなという事です。私たちは農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断をしております。以上です。

議長 続きまして、13項お願いします。

事務局 第13項につきましては、総会資料の33ページ議案第4号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について」の第2項で説明いたしましたので、省略いたします。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。今ありましたように、内容は33ページの用途区分変更の方で説明しましたので省略をさせていただきます。なお、事業目的としましては、農業用倉庫と駐車場を農業用機械の駐車場を造るということです。周辺農地への影響は無いと思われまますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断をしました。以上です。

議長 14項、お願いします。

事務局 第14項について、説明いたします。申請地は、高尾野町大久保の畑、252㎡です。一体利用地として、宅地1筆、729.46㎡があります。申請人は、市内の商工業者です。

申請人が経営している会社の仮資材置場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日時につきましては、先ほど6番委員が述べられましたので、省略いたします。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての第14項です。申請地位置図及び地籍図を御覧ください。申請地は、高尾野支所から東へ約400mくらいの所にあります。申請人の会社は高尾野支所のすぐ近くにある『〇〇〇〇〇』という看板が出ている〇〇〇〇店です。申請地は2mぐらいのブロック塀に囲まれていて、中には空き家と物置があり、附随した畑がありました。畑にはかなり大きな樹が何本もあり、雑草が鬱蒼と茂っておりまして。ここを整地して、〇〇〇〇さんの不要な家電の部品や資材を取り敢えず置いておくための仮の資材置場に利用したいという事です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 15項、お願いします。

事務局 第15項について、説明いたします。申請地は、高尾野柴引の畑2筆で、847㎡のうち423㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが、協議済みであり農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての第15項です。申地位置図及び地籍図を御覧ください。申請地は、高尾野中学校から南へ100mの所です。道路に囲まれた角地でかなり高台にあり、日当たりも水はけも良く住宅を建築するには最高に恵まれた場所にありました。雨水は側溝に、生活排水は下水道が完備されており、周囲もほとんど宅地で、周辺農地への影響は無いと思われまして。ただ、申請地は道路と同じ高さですが、道路が坂になっていますので、盛り土は必要との事でした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、16項。

事務局 第16項について、説明いたします。申請地は、武本の畑で、195㎡です。申請人は、市内の農業者です。申請地を取得して、自宅の駐車場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 3番委員、お願いします。

3番 3番です。16項です。申請人の〇〇さんが〇〇さんの土地を今まで管理していて、相談が出来たという事で、今度〇〇さんが車が2台だったのが4台ぐらいになると。そして、車の出入りがですね、1台減ったのにほかの車をのこして出なければいけないという事で、〇〇さんに相談したら、「今まで管理をしてもらっていたから、1万円ぐらいでどうですか。」という様な事で、相談が出来たという事で、場所的にはですね、出水の『小松天神神社』というのがあるんですけど、それから南へ100mの所で、分岐がって言ったらおかしいんですけど、地籍図に鉄道のあれがあるんですけど、新幹線のすぐ北の所で、何もしなくて現状の

ままで車の出入りをすると言う様な事で、周りにも全然影響は無いし問題も無いと言う様な事で、私たちは許可相当と判断をしました。以上です。

議長 17項。

事務局 第17項について、説明をいたします。まず、少し記入をお願いいたします。事業目的の欄の『貸店舗』1棟、560㎡になります。『貸駐車場』51台分で、918㎡、とご記入をお願いいたします。それでは、説明いたします。申請地は、下知識町の田、3102㎡のうち2801㎡です。残地については、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について審議をされた」と思います。申請人は、霧島市在住の会社役員です。申請地を取得して、申請人が役員をしている会社に貸店舗及び貸駐車場として貸付けるものです。土地改良地区内ですが、協議済みであり、農用地区域外の農地です。出水インターチェンジ(I・C)から概ね300m以内に位置するため、第3種農地の「300m以内の農地」に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。場所ですが、出水インター(I・C)から南へ150m行った場所になります。説明にもありましたように、第3条で、11ページの5項で説明しました、その場所になります。地籍図を見ていただきますと、ここの網掛け部分になるわけですが、奥の方というか、[3条取得]と書いてありますが、こちらに近い所に店舗を造って、手前側に駐車場を造ると言う様な事です。場所は道路より大分低くなっておりまして、L型の擁壁を周りに設置をするという事で、埋め立ては大体1m50cmほど埋め立てをするという様な事です。雨水につきましても、手前に国道328号が通っているわけですが、手前側に流すと言う様な事です。汚水等につきましても下水道がありませんので、合併浄化槽を設置すると言う様な事です。尚、駐車場等につきましても、アスファルトを張ると言う様な事です。周辺農地への影響も無いと思われるので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、18項。

事務局 第18項について、この件につきましては、総会資料34ページの議案第5号「農地転用事業計画変更申請について」の第1項で説明しました。譲渡人の方に、ここには5条ですが、詳しく書いてありますが、『不在者 ○○○○○さん』、この方がこの土地の持ち主で、この方の相続問題がずっと解決が出来なかったという事で、今回、『不在者財産管理人』という事で、『○○ ○○さん』、緑町で司法書士を開業されてる方で、裁判所に申し立てをして、『不在者財産管理人』という事で、裁判所からの決定に基づいて、今回譲渡人の代表者というか、譲渡人になったという事でございます。牛舎4棟を建てると言う事で、詳細は先ほど説明した通りでございます。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日等につきましては、先ほど説明いたしましたので省略いたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第18項について報告いたします。申請地は、34ページで説明しましたが、申請地には、『○○○○』という看板がありました。現地はまだ農政は始まっていませんでしたが、周辺農地も宅地もほとんど周辺には、何もなかったような気がするので、牛舎を建設するにあたっての周辺農地への影響は無いと思われるので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしま

した。以上です。

議長 大変多ございまして、1項から18項まで事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。どなたからでも。

議長 1番委員、はい、どうぞ。

1番 1番です。52ページの先ほど排水の所で審議したところですけども、これの譲受人の〇〇さん、それから3条で取得された〇〇〇番〇の一部分の譲受人の〇〇 〇〇さんですかね、どのような関係でしょうか。

議長 多分親子になると思いますが、調査委員、ここら辺り分かっていますか。事務局に聞いた方がいいかな。関係は。

6番 関係は、親子です。

議長 色々あるんですけども、この件については、若干協議会の方に切り替えます。
(協議会)

議長 御意見が無いようでしたら協議会を閉じます。

他にございませんか。1項から18項ですが、協議会も含めまして皆さんの御意見を伺いましたけれども、無いようです。

調査委員の報告では、全件「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、1項から18項まで「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 続きまして、議案第7号「非農地証明願について」第1項について、説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑2筆、2971㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日時・調査委員については、先ほど説明いたしましたので省略いたします。議案第7号 非農地証明願について第1項です。申請地位置図及び地籍図を御覧ください。申請地は、江内の小島駅から西へ300mくらいの所にあります。申請人 椿さんのお父さんが昔木材関係の仕事をなさっていた時に、申請地に杉の木を植えて、それがそのまま大木に成長したものと思われまます。調査の結果、農地への復帰は到底困難だと思われまます。非農地としての承認要件を満たしていますので、「承認」と判断いたしました。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項について、説明いたします。申請地は、中央町の田、138㎡です。登記地目は田、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、平成4年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 3番委員、お願いします。

3番 3番です。議案第7号 非農地証明願について第2項です。場所はですね、箱崎八幡神社の東側の150mぐらい行った所の、みんなの問題になっているインターのあの道路だと自分

では思っているんですが、あの道路のすぐ脇の所にある倉庫っていう感じになるんですけど、この地籍図には、田ってあるんですが、いつ頃家が建ったかはっきり言って、分からない。平成4年の月日不詳とあるんですけど、〇〇〇番〇、〇〇〇番って宅地ってあるんですが、ここにデッカイ家が建っていて、〇〇〇番〇、ここには、現在は、ここにも物凄く大っきな立派な倉庫が建っててですね、『売地』なんですよ、〇〇〇番の宅地のここに家があって、2世帯住宅があるんですが、その関係かよう分らないんですけど、埼玉県にいらっしゃる方、という事なんですが、倉庫があって、これをもう元の状態にすると言う様な事は、到底不可能と考えまして、私たちは、「承認」という格好にしました。以上です。

議長 3項、お願いします。

事務局 第3項について、説明いたします。申請地は、上大川内の田、328㎡です。登記地目は田、申請現況は雑種地です。非農地となった年月日は、平成12年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 3番委員、お願いします。

3番 3番です。「非農地証明願」の第3項です。ここはですね、白木川内温泉って言うんですかね、ここに行く所の手前といったら失礼なんですけど、山の中のちょっと開けたって言った感じなんですけど、地籍図にありますように、〇〇〇〇番〇、田って斜線部分なんですけど、この上の方に宅地、宅地々々って4件ぐらいあるんですけど、もうはっきり言ってここはもう誰も住んでないんですね、空き家なんです。それで、〇〇〇〇番〇の斜線の左側に白いのがあるんですが、ここは、平成12年月日不詳とあるんですけど、非常に水害で壊れた所に、勿体ないぐらいの検地ブロックをずーっと積んであるんですね。その残部って言ったら失礼なんですけど、その泥を〇〇〇〇番〇の田に入れたと言う様な感じを自分たちは許可した。それで、なんていうか、土砂じゃなくて砂利で埋めてあって、今現在、この前まで雨が多かったですけど、そういう様な水がドンドン今も流れているような状態で、またこれもまた埼玉県の人なんですけど、どちらも2戸も3戸も埼玉県の人はいしょうもなかと言えば失礼なんですけど、埋めてあってこれを復元しようにも、どうしようも無いと言ったような感じを自分たちは受けました。そのためにですね、申請現況は、『雑種地』となってる訳ですけど、もう埋めてあってこれをもとの状態にするのは、到底不可能だなあと言う様な事。また、復元したとしても、はっきり言って、こんな山の中に田んぼも3畝ちょっとぐらいの物を、誰もしないと考えたので、「承認」という格好を取りました。以上です。

議長 事務局並びに調査委員からの説明が終わりました。

何か皆さん方からございませんか。

(質疑等)

議長 無いようです。調査委員の報告では、全件「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第7号 非農地証明願については、全件「承認」と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

〇令和3年度 鹿児島県農業委員会大会の延期について(事務局説明 省略)

○8月末現在の総点検活動の進捗率について(事務局説明 省略)

○新任委員への引継ぎ事項の提出について(事務局説明 省略)

○活動記録簿の提出について(事務局説明 省略)

○農業委員辞令交付式について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第37回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印

